

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 6 割減

化学肥料(窒素成分)：十日町地域比 7 割減

栽培責任者 魚沼農業協同組合 十日町基幹営農センター
住所 新潟県十日町市高田町六丁目618
連絡先 025-757-1573

確認責任者 魚沼農業協同組合 川西営農センター
住所 新潟県十日町市上野甲194
連絡先 025-768-3322

精米確認者 魚沼農業協同組合 川西営農センター
住所 新潟県十日町市上野甲194
連絡先 025-768-3322

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数	
		使用状況①	使用状況②
シアントラニリプロール	殺虫	1回	1回
ジクロベンチアゾクス	殺菌	1回	1回
ピラクロニル	除草	1回	
トリアファモン	除草	1回	1回
フェンキナトリオン	除草	1回	1回
ピリミスルファン	除草		1回
ジノテフラン	殺虫	1回	1回

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

6回	・一般的な栽培	19回
	・県認証基準	9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

1. 95kg/10a	・一般的な栽培	6. 5kg/10a
	・県認証基準	3. 2kg以下/10a

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

J24052

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>

※使用された農薬の異なる上記2種類の米(水稻)が混在しています。